

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

2024 年 11 月号 (Vol.46)

水素社会推進法・関係政省令等の施行

- I. はじめに
II. 政令・省令・告示
III. 価格差支援制度の交付要綱・Q&A
IV. おわりに

森・濱田松本法律事務所
弁護士 白川 佳
TEL 03 6266 8916
kei.shirakawa@mhm-global.com
弁護士 立入 寛之
TEL 03 6213 8158
hiroyuki.tachiiri@mhm-global.com

I. はじめに

水素社会推進法（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律。以下、単に「法」ということもあります。）が 2024 年 10 月 23 日に施行されました。

これに伴い、同日付で関連する政省令等が施行され、意見公募の結果もあわせて公表されました（水素社会推進法については、ニュースレター「[水素社会推進法案について](#)」もあわせてご参照ください。）。さらに、価格差支援制度に関する補助金の交付要綱が同日付で制定され、価格差に着目した支援制度の Q&A が公表されたほか、2024 年 11 月 22 日から 2025 年 3 月 31 日までの申請受付期間が開始しています。本稿では、これらの主要な内容について解説します。

10 月 23 日に施行・公表された関係法令等

政令	
1	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令 （「施行令」）
2	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律関係手数料令 （「手数料令」）
省令	
3	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則 （「施行規則」）
4	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律に基づく低炭素水素等供給等事業計画の認定等に関する省令 （「認定省令」）
告示	
5	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律第七条第五項第五号ロの規定に基づく低炭素水素等の供給及

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

	び利用の促進の目標を勘案して経済産業大臣が定める年度
6	低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針 （「基本方針」）
7	水素等供給事業者の低炭素水素等の供給の促進に関する判断の基準となるべき事項 （「判断基準」）
8	印紙をもってする歳入金納付に関する法律第一条ただし書の規定に基づく脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律に係る印紙をもって納付することができる手数料
9	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令第二項の経済産業大臣が定める区域
その他	
10	水素等サプライチェーン構築支援事業費補助金（低炭素水素等サプライチェーン構築支援事業）交付要綱
11	価格差に着目した支援の認定申請に関する Q&A （「Q&A」）

II. 政令・省令・告示

1. 政令

ある年度において供給を行った水素の量が 1,000 トン（水素化合物としてのアンモニアについては 100,000 トン¹）以上であるような水素等供給事業者は「特定水素等供給事業者」に該当するものとされ、水素社会推進法に基づく勧告・命令等の対象としてより重い規制を受けることとなります（施行令 1 項・施行規則 50 条）。

なお、この供給量の要件は、水素社会推進法に基づく価格差支援や拠点整備支援を受けるための低炭素水素等の供給量の要件（低炭素水素等の供給量が水素換算で少なくとも年間 1,000 トンを超えること）とは異なることに留意が必要です²。

2. 省令

(1) 施行規則

施行規則には以下の内容が規定されています。

- 第 1 章：低炭素水素等の具体的要件
- 第 2 章：低炭素水素等の供給期間
- 第 3～6 章：高圧低炭素水素等ガスに関する規律
- 第 7 章：特定水素等供給事業者の要件

¹ なお、合成燃料及び合成メタンについては、現時点で十分な供給実態がないことから当面は定めないものとされています（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令（案）に対する意見公募手続の結果について（以下「政令パブコメ」といいます。）No.1）。

² 政令パブコメ No.4。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

(i) 低炭素水素等の具体的要件（第1章）

水素社会推進法上、「水素等」や「低炭素水素等」の定義の詳細は省令に委任されていますが、今回その内容が明確化されました。

まず、「水素等」には、水素のほか、①アンモニア、②合成燃料³及び③合成メタン⁴が含まれることが明確化されました（施行規則2条）。また、それぞれについて、各種支援を受けるための「低炭素水素等」の要件も以下のとおり規定されました（施行規則3条）。

対象	主な要件
水素	水素 1kg 当たりの製造に伴い排出される kg で表した二酸化炭素の量 ⁵ が 3.4 以下 であること
アンモニア	アンモニア 1kg 当たりの製造に伴い排出される kg で表した二酸化炭素の量が 0.87 以下 であること
合成燃料 合成メタン ⁶	(a) 合成燃料／合成メタンの熱量1メガジュール当たりの製造、輸送、貯蔵及び利用に伴い排出されるグラムで表した二酸化炭素の量から当該合成燃料の原料に用いるために回収された二酸化炭素の量の全部又は一部を控除して得た量が合成燃料については 39.9 以下 であり、合成メタンについては 49.3 以下 であること (b) 合成燃料／合成メタンの原料に用いる水素が上記(a)の要件を満たしていること

二酸化炭素の排出量は、国際標準化機構が定める規格で定める方法により算定することが想定されており、現時点では ISO14067 及び ISO/TS19870 等の規格によるものとされています⁷。算定範囲は Well to Gate であり⁸、また、算定に際しては、非化石証書やそれに準ずる証書（電源情報が確認できる証書）を利用して排出量を相殺することが可能とされています⁹。

(ii) 低炭素水素等の供給期間（第2章）

価格差支援及び拠点整備支援を受ける場合、支援の終了後 **10 年間**は低炭素水素等

³ 水素及び一酸化炭素又は水素及び二酸化炭素から合成した液体をいうものとされます。

⁴ 水素及び一酸化炭素又は水素及び二酸化炭素から合成したメタンをいうものとされます。

⁵ なお、二酸化炭素以外の温室効果ガスが排出される場合は、二酸化炭素の量に、二酸化炭素以外の温室効果ガスの量に当該温室効果ガスの地球温暖化係数（地球温暖化対策の推進に関する法律2条5項）を加えた量とされています。

⁶ 合成燃料及び合成メタンについては、外国において製造された場合に関する特則が規定され、大要、日本における二酸化炭素の排出量の削減に寄与するか否かにより判断されるものとされています。

⁷ 施行規則3条5項・脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（案）等に対する意見公募手続の結果について（以下「省令パブコメ」といいます。）No.5。

⁸ 省令パブコメ No.14。

⁹ 省令パブコメ No.2。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

の供給を継続する必要があるものとされています¹⁰。

この要件は「生産」のみでは足りず、国内の低炭素水素等利用事業者への「供給」を継続する必要があるものとされており、供給の継続が困難となった場合には計画変更を行う必要があることとなります¹¹。但し、「供給継続が可能な状況であるにも関わらず、故意に供給継続を怠るといった場合」には、計画変更も認められず、認定取消や助成金の返還の対象となるものとされており、特に助成金の返還を求められる場合には事業に深刻な影響が生じるおそれがあることとなります¹²。

なお、支援終了後の10年間の供給量は、原則として支援期間中の供給量以上とすることが想定されているものの、事業計画において任意に設定することが可能とされています¹³。

(iii) その他（第3章以降）

施行規則第3章から第6章においては、高圧ガス保安法の特例としての高圧低炭素水素等ガスに関する規律として、高圧低炭素水素等ガスの製造・貯蔵に係る承認等（第3章及び第4章）、輸入検査等（第5章）及び通知等（第6章）に関する規定が設けられています。また、施行規則第7章では、前述の通り、特定水素等供給事業者の要件に関して、水素化合物のうちアンモニアについて前年度の供給量が100,000トン以上であることが定められています。

(2) 認定省令

認定省令は、低炭素水素等供給等事業計画の認定申請に関する様式や添付書類を規定するものです。価格差支援に関する認定申請（様式第一本文・別表1）の記載要領が公表されています¹⁴。

価格差支援に関する申請の受付は2024年11月22日に開始し、申請の締切は2025年3月31日までとされていますが、**2025年1月31日までに申請があった計画は「先行的に審査が開始」されるものとされています**¹⁵。

3. 告示

(1) 経済産業大臣が定める年度

価格差支援の対象となる低炭素水素等供給事業は、**2030年度（令和12年度）までに利用開始**を見込む事業とされました。もっとも、当初の計画の供給量を維持し

¹⁰ 施行規則4条。

¹¹ 省令パブコメ No.34、No.35。

¹² 省令パブコメ No.35。なお、同パブコメに記載されるような例外的な場面以外での計画変更の認定がどの程度柔軟に行われるかは今後の運用を注視する必要があります。

¹³ 省令パブコメ No.35。

¹⁴ なお、拠点整備支援に関する記載要領については、今後、順次公表されるものとされています。

¹⁵ 資源エネルギー庁「価格差に着目した支援（水素社会推進法10条1号イ）の申請にあたって」
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/advanced_systems/hydrogen_society/carbon_neutral/index.html 参照。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

ながら、利用事業者の入れ替えが生じる場合や各種設備のコミッショニング等による段階的な供給の立ち上がりには柔軟に対応する方針である旨が、パブコメにおいて表明されています¹⁶。

(2) 基本方針

法 3 条 1 項において、国は低炭素水素等の供給及び利用の促進に関して、基本方針を定めるものとされています。この基本方針は、国の施策の基準となるとともに（法 4 条 1 項）、事業者においても留意すべき対象であり（法 6 条 1 項）、また、事業計画の認定においても参照されることになります（法 7 条 5 項 1 号）。

基本方針には様々な事項が記載されていますが、特に事業者の観点では、第二. 二において、低炭素水素等供給等事業の内容・実施方法に関する各種要件を確認しておく必要があります。その主要内容は、以下のとおりです（必須の要件は**太字下線**）。

価格差支援
1. 事業の内容
(1) エネルギー政策の観点
① 安全性：関係法令に基づく許認可を取得する見込みがあること。
② 安定供給
イ) 供給量が水素換算で年間 1,000 トン以上であること。
ロ) 国内で製造された低炭素水素等を供給すること。
ハ) 供給源・生産地・技術・燃料の多様化に寄与すること。
ニ) 日本企業の上流権益参入比率が高く、価格が安定していること。
③ 環境適合性：低炭素水素等の炭素集約度が相対的に低いこと。
④ 経済効率性
イ) 支援終了後に自立した供給が可能なコスト水準を実現すること。
ロ) 経済的・合理的な方法で脱炭素化に資する資源を活用すること。
ハ) 同種事業と比較して供給コストや事業効率が優位であること。
(2) GX 政策の観点
① 産業競争力の強化： 脱炭素化が困難な分野（鉄鋼、化学、運輸など）への供給 その他の種々の要件。
② 脱炭素化：国内での二酸化炭素排出削減に寄与すること。
2. 事業の実施方法
(1) 計画の確実性及び妥当性
(2) 国と事業者のリスク分担：合理的で妥当なリスク分担が行われること。

¹⁶ 省令パブコメ No.44。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

拠点整備支援
3. 事業の内容
(1) エネルギー政策の観点 ① <u>安全性：関係法令に基づく許認可を取得する見込みがあること。</u> ② <u>安定供給：年間供給量が水素換算で1万トン以上であること。</u> ③ 環境適合性：炭素集約度が相対的に低いこと。 ④ 経済効率性 イ) 支援終了後に自立供給が可能であること。 ロ) 経済的・合理的な方法で脱炭素化に資する資源を活用すること。 ハ) 事業効率が低いこと又は支援総額が少ないこと。
(2) GX 政策の観点 ① 産業競争力の強化：<u>脱炭素化が困難な分野（鉄鋼、化学、運輸など）への供給、地域経済への貢献その他の種々の要件。</u> ② 脱炭素化：国内での二酸化炭素の排出削減に寄与すること。
4. 事業の実施方法
(1) <u>複数の利用事業者が共同利用する設備（導管・貯蔵設備等）を含むこと。</u> (2) <u>明確な拠点整備計画と強力なリーダーシップを持つ体制であること。</u> (3) <u>計画を確実に実施できる体制や実績があること。</u> (4) 設備内容と整備スケジュールが具体的であること。 (5) <u>地域や関係機関との十分な調整と合意を得ること。</u> (6) 港湾管理者との調整を行い、潮位上昇など気候変動への対策。

なお、2030 年度までの供給開始について、パブリックコメントでは、供給開始が遅延した場合、支援期間を変更するためには、法 8 条に基づいて供給開始日及び同日から起算する支援期間の変更の手続きを行う必要があることが明示されています¹⁷。加えて、①不可抗力による遅延の場合、又は不可抗力事由によらない遅延であっても供給開始が 2030 年度内に見込まれる場合は、原則として供給開始日及び同日から起算する支援期間の変更を認めるとする一方で、②不可抗力事由によらない遅延、かつ供給開始が 2030 年度を超える場合は、供給開始日及び同日から起算する支援期間の変更が認められない可能性がある旨指摘されている点に留意が必要です¹⁸。

(3) 事業者が取り組むべき措置に関する判断基準

事業者が取り組むべき措置に関する判断基準も公表されました（法 32 条 1 項）。事業計画の認定に際してはこの判断基準が参照される（法 7 条 5 項 1 号）ほか、事業者に対する指導及び助言において勘案されます（法 33 条）。

¹⁷ 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（案）等に対する意見公募手続の結果について（以下「告示パブコメ」といいます。）No.64。

¹⁸ 同告示パブコメ No.64。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

判断基準の大まかな仕組みは以下のとおりであり、事業者は、政府目標を踏まえて自主的な計画を作成し、取組を実施し、実施状況の把握と結果の公表を行うこととなります。

事業者が求められる行動（第二～第五）



なお、判断基準においては非化石証書の利用に関する言及がなされていますが、価格差支援制度においてはクレジット調達等を前提とする計画は支援対象とならない点に留意が必要です¹⁹。また、施行規則3条の低炭素水素等の要件を満たすためにいわゆるロケーションスワップを活用することも認められていないと回答されています²⁰。

Ⅲ. 価格差支援制度の交付要綱・Q&A

1. 交付要綱

価格差支援制度に関しては、交付要綱も公表されています。交付要綱別表1において補助事業との関係で補助率が定められているほか、別表2において間接補助対象経費の算出方法・基準価格及び参照価格の算定プロセスが具体的に記載されています。特に、別表2においては助成金の上限額や助成対象となる低炭素水素等の数量上限が以下のとおり定められている点に留意が必要です。

● 助成金の上限額＝A×B×1.5

A： 前年6月時点で取得可能な直近12ヶ月間の基準価格と参照価格の平均値の差

B： JOGMECに提出した単年度計画で定めたその年度の供給予定量

¹⁹ 告示パブコメ No.53 及び価格差に着目した支援の認定申請に関する Q&A No.3-16。

²⁰ 告示パブコメ No.35。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

- 助成対象となる低炭素水素等の数量上限
認定供給等事業計画に記載された助成対象期間全体の総供給量²¹

2. Q&A

各種ルールの公表にあわせて、価格差支援の認定申請に関する Q&A も公表されました²²。この Q&A では、申請手続や要件に関する詳細が示されていますが、特に、タイム・オーバーランのような想定外の事象が生じた場合について、以下のような方針が示されています。

- 供給開始の遅延（タイム・オーバーラン）が生じた場合

供給開始が計画から遅延した場合、支援期間を変更するためには計画変更が必要であり、供給開始が 2030 年度を超える場合には支援期間の変更が認められない可能性もあるものとされています（Q&A 3-7）。

もっとも、不可抗力事由やこれに準ずる事由が生じたような場合には、供給開始が 2030 年度を超えても支援期間の変更が認められることがあります。その具体例として以下が挙げられています（Q&A 2-6）。この場合、「不可抗力事象が存続し、助成金の支払が行われなかった期間を上限として、支援総額が変わらないと見込まれる」ような場合には、JOGMEC 及び経済産業省が認める限り、支援期間の延長もあり得るものとされています。

- ・ 認定供給等事業者が注意を怠らず、①予見不可能な法令・政策の変更や政府・機構の措置・不作為、②自然災害（周辺インフラの利用不能など）、③戦争等に起因する事象が発生し、事業の実施が困難となった場合
- ・ 認定供給等事業者の責めに帰さない不可抗力事由以外であっても、政策趣旨に資する場合

- 代替利用者への販売・代替調達先からの調達

価格差支援の対象外になる事例として、以下のような場合が示されており（Q&A 1-10～12）、計画に記載されていない代替利用者への販売や代替調達先からの調達は（計画変更を行わない限りは）支援対象外とされています。すなわち、計画期間中に何らかの理由で利用者や調達先を変更する必要が生じた場合には、計画変更が認められない限り支援が止まってしまうことになるため、事業者として、利用者や調達先の安定性は特に慎重に検討する必要があります。

- ・ 計画に記載されていない利用事業者への販売

²¹ なお、年度ごとの供給予定量（認定供給等事業計画に定めたもの）を供給実績が上回る場合、直ちに助成金の増額が認められるものではなく、上限の範囲内で計画変更の手続を要することになります（Q&A 3-5）。

²² なお、公表されている Q&A は 2024 年 11 月 22 日時点のもので、今後の追加・修正があり得る旨記載があります。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

・ 計画外で代替調達した水素等を販売する場合

● 炭素集約度の要件（基準値）を充足しなかった場合

炭素集約度の要件が基準値を超過した場合には、原則として支援の対象外となる者とされていますが、一時的な基準超過については例外的な取り扱いの可能性があります（Q&A 3-16）。この場合、「事業者負担により、適切と認められるクレジット調達等で基準値以下に補正した場合に支援対象とすることについて、今後のクレジットの要件等に関する国際的な議論を踏まえながら、検討」するものとされており、議論の結果を注視する必要があります。

また、一定の条件を満たす場合に建設費の CAPEX の半額までに対する補助金を低炭素水素等の生産に先行して受け取ることのできる仕組みについてもより詳しい方針が示されています。

● 先行助成対象費用（FAQ 3-23 – 3-27）

先行的な助成金の交付により、基準価格が低減され、助成総額の減少が確実に見込まれる計画に限り、建設費の見込み額の 1/2 を上限に支援する可能性があります。申請者側は、この先行助成対象費用を受領する場合としない場合の基準価格及びそれらの根拠となるキャッシュフロー等を示すことが求められ、その価格低減効果や技術リスク等を総合的に評価されることとなります。

IV. おわりに

各関係法令等の公表に伴い制度の具体化が図られましたが、拠点整備支援制度の概要については今後公表されるものとされているとおり、引き続き制度の動向については注目する必要があります。また、既に申請期間が開始されている価格差支援については、相当程度精度の高い計画の申請が期待されており²³、申請及び制度開始に向けて業界全体の動きが活発化することが予想されます。

当事務所では、今後も法制度の動向をフォローし、政府の制度設計を支援するとともに、引き続きクライアントの皆様へ最新の情報を提供してまいります。

²³ 告示パブコメ No.24。

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー 『長期脱炭素電源オークションとプロジェクトファイナンス～蓄電池、水素・アンモニア混焼、LNG 専焼案件の資金調達～』

開催日時 2024 年 12 月 11 日（水）9:30～11:30

講師 野間 裕亘

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『第 5491 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～リスク分担・関連契約の重要ポイント～」』

開催日時 2024 年 12 月 13 日（金）13:30～16:30

講師 林 裕人

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『グリーンウォッシングを巡る近時の動向と対応 ～カーボン・クレジットを巡る問題も念頭に～』

開催日時 2024 年 12 月 13 日（金）10:00～12:00

講師 鮫島 裕貴

主催 一般社団法人企業研究会
- セミナー 『水素・アンモニアを巡る支援制度及び法規制の最新動向～水素社会推進法その他関連法令を踏まえて～』

開催日時 2024 年 12 月 17 日（火）13:30～16:30

講師 鮫島 裕貴

主催 株式会社金融財務研究会

文献情報

- 論文 「〈特集 1〉サイバーセキュリティ サイバーセキュリティ法制の概観と課題」

掲載誌 ジュリスト No.1599

著者 蔦 大輔（単著）
- 論文 「Chambers Global Practice Guide Power Generation, Transmission & Distribution 2024 - Trends and Developments」

掲載誌 Chambers Global Practice Guide Power Generation, Transmission & Distribution 2024

著者 小林 卓泰、岡谷 茂樹、村上 祐亮、野間 裕亘（共著）

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

- 論文 「〈特集 経済安全保障のゆくえ〉基幹インフラ審査制度—サプライチェーン・サイバーセキュリティ」
掲載誌 ジュリスト No.1601
著者 蔦 大輔、新井 雄也（共著）
- 論文 「EU 排出量取引制度（EU ETS）—日本の制度設計に対する示唆」
掲載誌 ジュリスト No.1602
著者 武川 丈士（単著）
- 論文 「Chambers Global Practice Guide Renewable Energy 2024 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guide Renewable Energy 2024
著者 小林 卓泰、岡谷 茂樹、村上 祐亮、白川 佳（共著）

NEWS

- 【重要】当事務所又は当事務所の弁護士・スタッフ名を騙った詐欺にご注意ください

当事務所を騙り、ファンドの損失を補填するとの連絡をしてくる事例、著作権侵害通知に関するメールを送信している事例や、出会い系詐欺などの被害相談を受けると宣伝するウェブサイトが確認されました。当事務所は、このようなメールやウェブサイトは一切関係がございません。メールやウェブサイト記載の連絡先に連絡することのないようお願い申し上げます。

また、当事務所の弁護士名を騙り被害弁償をする等の電話やメール、SNS のメッセージを送っている事例が確認されました。当事務所は、このような事件には一切関係がございません。

当事務所又は当事務所の弁護士・スタッフ名を名乗る者からのお心当たりのない連絡を受けた場合は、すぐには応じず、相手の身元を十分にご確認ください。また、併せて下記連絡先までお知らせくださいますようお願い申し上げます。

なお、当事務所の弁護士が、連絡を差上げた事案について、当事務所の他の弁護士・秘書・スタッフ、他のオフィスなどには連絡しないように伝えることはありません。そのようなことを伝えられた場合は、基本的に詐欺であるとご理解下さい。

森・濱田松本法律事務所

Tel: 03-5220-1800（総合案内）（9 時 00 分～17 時 00 分）

E-mail: mhm_info@mhm-global.com

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

➤ 法律業界向けの生成 AI に関する Harvey 社とのパートナーシップについて

森・濱田松本法律事務所（以下「MHM」）は、法律業界向け生成 AI ソリューションのグローバル・プラットフォームとして業界をリードする Harvey 社と提携することになりましたので、お知らせいたします。

本提携により、MHM は、日本における Harvey 社のオープンエンド API の独占的使用権、同社の革新的な新製品である Vault（生成 AI で強化された大規模データセットのレビュー機能）へのアクセス権、その他の同社のプラットフォームへのアクセス権を有することとなります。MHM は、アジアに本拠を置く Harvey 社の初めてのパートナーとなります。

当事務所のマネージングパートナーである飯田 耕一郎 弁護士のコメント：「当事務所は、法律業界をリードする生成 AI プラットフォームを提供している Harvey 社と戦略的パートナーシップを締結することで、更に、当事務所の業務における最先端のテクノロジーの利活用を推進する所存です。国内外の拠点において AI の利活用を進めることにより、当事務所のリーガル・サービスを強化し、クライアントの皆様にも更なる付加価値を提供して参ります。Harvey 社との協業を通じて、AI の利活用の更なる可能性を追求することを楽しみにしております。」

Harvey 社の CEO である Winston Weinberg 氏のコメント：「MHM との提携は、当社にとって、日本及びアジアに進出する重要な一歩となります。このパートナーシップは、卓越性、革新性、顧客重視のサービスという共通の価値観の上に成り立っています。MHM の信頼に感謝するとともに、日本及びアジアにおいて AI を活用した優れたリーガル・ソリューションを提供するために協力できることを楽しみにしています。」

MHM は、Harvey 社とのパートナーシップを通じて、地域、業務、言語を問わず、文書レビュー、デューデリジェンス、調査業務等において、生成 AI の活用を更に推進し、クライアントの皆様に対し、より一層質の高い法務サービスを提供することができるよう目指して参ります。

➤ 横浜オフィス業務開始のお知らせ

横浜オフィスは、弁護士法人森・濱田松本法律事務所の従事務所として、2024 年 8 月 19 日より、正式に業務を開始いたしました。

横浜オフィスには、コーポレート・ガバナンスを含めた会社法全般、スタートアップ支援、M&A、訴訟・紛争等の分野において豊富な経験を有する河島 勇太 弁護士及び高津 洸至 弁護士が所属し、東京オフィスをはじめとする他の国内拠点に

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

加えて、クロスボーダーの M&A やアジア進出などの業務につきましては、ニューヨーク・北京・上海・シンガポール・バンコク・ホーチミン・ハノイ・ジャカルタ・ヤンゴン・マニラの各海外拠点及び提携事務所、当事務所所属の弁護士が滞在する各国の法律事務所と密に連携し、神奈川県のカライアントの皆様のご近くで、きめ細やかに最先端のリーガル・サポートを提供してまいります。

➤ AI 法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」における「MORI HAMADA ライブラリー」提供開始のお知らせ

森・濱田松本法律事務所（以下「MHM」）は、株式会社 LegalOn Technologies（本社：東京都渋谷区 代表取締役 執行役員・CEO：角田望、以下「LegalOn Technologies 社」）が提供する、法務業務全体を包括的に支援する AI 法務プラットフォーム「LegalOn Cloud」において MHM が作成する法務コンテンツを搭載した「MORI HAMADA ライブラリー」の提供を 9 月 12 日より開始したことをお知らせいたします。

LegalOn Cloud において MHM が提供する「MORI HAMADA ライブラリー」では、まずは、M&A や国際取引に関するひな形、各種会社法関連書類、それらに付随する解説記事などの法務コンテンツを搭載する予定です。M&A 関連や国際取引などのより複雑かつ高い専門性が求められる案件について、必要な書式・解説を提供することで企業法務を支援いたします。これにより、複雑かつ専門性の高い案件での適切な契約リスクのコントロールや、スピード感のある対応を支援できるものと考えております。

MHM はカライアントの皆さまに対し、今後も業務に役立つ実用的な法務コンテンツを提供し、企業法務の支援を行ってまいります。

➤ IFLR1000 2024 にて高い評価を得ました

当事務所の弁護士が日本において複数の分野で高い評価を受けております。さらにシンガポール、タイ（Chandler MHM Limited）及びベトナムにおいても複数の分野で高い評価を受けております。

Project や Energy に関連する分野では、下記の弁護士が選出されています。

< 弁護士 >

JAPAN

- ・ Projects
- Market leader：小林 卓泰

- ・ Projects：Energy

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

- Highly regarded: 武川 丈士
- Expert consultant: 前田 博
- Project development
 - Highly regarded: 岡谷 茂樹
- Project development: Infrastructure
 - Highly regarded: 武川 丈士
 - Expert consultant: 前田 博
- Project finance
 - Highly regarded: 武川 丈士、岡谷 茂樹、村上 祐亮
 - Expert consultant: 前田 博
 - Notable practitioner: 島 美穂子
 - Rising star partner: 末廣 裕亮

THAILAND

- Project finance
 - Market leader: ジェッサダー・サワッディポン
 - Highly regarded: ジョセフ・ティスティウオン、プラーニー・クリンラット、スパトラー・サターポンナーノン

➤ asialaw 2024 にて高い評価を得ました

当事務所は asialaw 2024 にて Outstanding firm として紹介され、当事務所と当事務所の弁護士が複数の分野及び業種において高い評価を得ております。

さらにタイ（Chandler MHM Limited）、ベトナム、インドネシア（ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto）、フィリピン（Tayag Ngochua & Chu, a member firm of Mori Hamada & Matsumoto）においても同様に高い評価を得ております。

Energy や Infrastructure に関連する分野では、下記の弁護士が選出されています。

<分野>

JAPAN

Industry sector

- Energy (Outstanding)
- Infrastructure (Highly recommended)

ENERGY & INFRASTRUCTURE NEWSLETTER

THAILAND

Industry sector

- Energy (Outstanding)
- Infrastructure (Outstanding)

<弁護士>

JAPAN

Industry sector

- Energy
 - Distinguished practitioner: 小林 卓泰
- Infrastructure
 - Elite practitioner: 前田 博

THAILAND

Practice area

- Energy
 - Elite practitioner: ジェッサダー・サワッディボン
 - Distinguished practitioner: ジョセフ・ティスティウオン
 - Notable practitioner: スパトラー・サターポンナーノン
 - Rising star: サランポーン・チャイアナン